

## 弘前市総合学習センター駐車場管理業務仕様書

この仕様書は、弘前市総合学習センターの駐車場管理業務の円滑かつ適正な管理の遂行を図ることを目的とする。

## 1 管理場所

(1) 対象施設は、次のとおりとする。

所在地	名称
弘前市大字末広四丁目10番地1	弘前市総合学習センター駐車場

(2) 施設の規模

123台分

## 2 業務内容

- (1) 駐車車両の整理を行うこと。
- (2) 施設の美観維持に努めること。
- (3) 駐車場の損傷等により、使用に耐えない事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告すること。
- (4) 車両盗難や車上荒らし等駐車場内のトラブルに関しては、委託者及び受託者は一切責任を負わない旨を掲示するなど周知すること。

## 3 業務を実施するに当たっての注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理を行うこととし、特定の団体等に有利に、または不利になる管理をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、教育委員会とあらかじめ協議を行うこと。

## 4 協議

この仕様書に規定するものの他指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、別途指定管理者と教育委員会が協議し、決定するものとする。